

子育て世帯生活支援特別給付金（児童1人当たり5万円）は、低所得の子育て世帯を支援する給付金です。

ひとり親世帯、その他世帯とも新型コロナの影響等で家計が急変した方等の申請期間は、**令和5年2月28日までです**。お早めに支給要件をご確認ください。

■支給対象者

◇低所得のひとり親世帯

18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（特別児童扶養手当受給者については20歳未満）のひとり親家庭児童を監護・養育する方のうち、以下のいずれかに該当する方

① 児童扶養手当受給者【申請不要：支給済】

令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方

② 公的年金受給者【申請必要】

公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方（「公的年金等」には、遺族年金、障がい年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります

③ 家計急変者【申請必要】

令和4年4月分の児童扶養手当の支給は受けないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

◇その他低所得の子育て世帯

① 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方【申請不要：支給済】

② ①のほか、対象児童（令和4年3月31日時点で18歳未満の子（特別児童扶養手当受給者については20歳未満）の養育者で、以下のいずれかに該当する方【申請必要】

1) 令和4年度分の住民税均等割が非課税の方

2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方と同様の事情にあると認められる方（家計急変者）

※2つの給付金のうち、どちらか一方の給付金の支給を受けている場合、もう1つの給付金は対象外となります（併給不可）。

（例）児童扶養手当受給者として、ひとり親世帯分の給付金の支給を受けた方は、非課税の児童手当受給者であってもその他世帯分の給付金を受け取ることはできません。

支給要件や申請方法など、詳しくは市公式ホームページをご確認ください。



ひとり親世帯



その他子育て世帯

広報いるまや SNS でも新型コロナウイルスに関する情報を発信しています。ご確認ください。

発行日 令和5年1月27日 発行 入間市 編集 危機管理課

〒358-8511 入間市豊岡1-16-1 ☎ 04-2964-1111

入間市から 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

■ワクチン接種証明書の発行について

ワクチン接種証明書が必要な方は、健康福祉センターやスマートフォン、コンビニで取得できます。なお、接種時に交付される予防接種済証や接種記録書も証明としては有効です。取得前に提示先にご確認ください。

紙の接種証明書が必要な方（国内用・海外渡航用）

窓口	必要なもの	備考
健康福祉センター （上藤沢730-1）	- 本人確認書類（マイナンバーカード、保険証など） - パスポート（海外渡航用を発行する場合のみ） - 接種済証（紛失された方を除く） ※郵送でも申請できます（詳細は市公式ホームページ参照）	受付時間 月曜日～土曜日 8：30～17：15 ※祝休日を除く
コンビニエンスストア （店舗下記参照）	- マイナンバーカード （カード受取時に設定した暗証番号4桁が必要です） - 発行料（120円） ※海外渡航用接種証明書のコンビニ交付を受ける場合は、令和4年7月21日以降に窓口や接種証明書アプリ等から海外渡航用接種証明書を取得していて、取得した時点と旅券番号が同じである必要があります。	受付時間 6：30～23：00

【接種証明書が発行可能なコンビニ例】

セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップほか

電子証明書が必要な方（スマートフォンアプリ）

必要なもの／発行手順	QRコード
- スマートフォン ※iOS 13.7以上、またはAndroid OS 8.0以上 ※マイナンバーカードが読み取れる端末（NFC Type B対応端末） - マイナンバーカード - パスポート（海外用を発行する場合のみ）	 iPhoneの方 Androidの方
1. 「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」（右記QRコード）をインストール 2. アプリ内の操作手順に従い発行	

■ワクチン接種実施医療機関一覧（2/1 時点）

	医療機関名	接種種別				使用ワクチン		
		1・2回目	3～5回目	小児 (5～11歳)	乳幼児 (6か月～4歳)	ファイザー	小児用 ファイザー	乳幼児用 ファイザー
豊岡	あたごクリニック		○			○		
	入間黒須クリニック（16歳以上）		○			○		
	太田医院（16歳以上）		○			○		
	かたぎりクリニック（13歳以上）		○			○		
	小室医院（18歳以上）		○			○		
	鈴木内科医院	○	○			○		
	寺師医院		○	○	○	○	○	○
	豊岡クリニック（16歳以上）		○			○		
	豊岡第一病院（16歳以上）		○			○		
	はせがわクリニック		○			○		
	林医院		○			○		
	原田病院（18歳以上）		○			○		
	山岸内科クリニック（16歳以上）		○			○		
	いるまこどもひまわりクリニック			○	○		○	○
	おのうえキッズクリニック			○	○		○	○
東金子	入間台クリニック（18歳以上）		○			○		
	入間ハート病院		○			○		
	金子病院		○			○		
二本木	小林病院（18歳以上／18歳の方は保護者同伴）		○			○		
	下枝医院（15歳以上）		○			○		
藤沢	荒井医院（50歳以上）		○			○		
	澤田医院		○			○		
	松風荘病院（18歳以上）		○			○		
	すずらんクリニック（16歳以上）		○			○		
	はなわ内科・胃腸内科クリニック		○			○		
	やすらぎクリニック	○				○		
	本田小児科内科クリニック		○	○	○	○	○	○
西武	西武入間病院（18歳以上）		○		○	○		○
	西武クリニック		○			○		
	細谷医院		○			○		
	吉田産科婦人科医院		○			○		

※ 2/1 から休止：いるまクリニック、メディカルパーク入間、吉田産科婦人科医院（小児）
※ 2/1 から追加：入間ハート病院
※ ワクチンの供給状況等により、実施医療機関が変更となる場合があります。
※ 基礎疾患をお持ちで掛かりつけが市外にある場合などは、市外での接種も可能です。詳しくは、医療機関のある自治体のホームページ等をご確認ください。
※ 国や県で実施する大規模接種会場については、それぞれのホームページをご確認ください。

■予約はインターネットか電話でお取りください

【インターネット予約】



1・2回目



オミクロン株対応
(3～5回目)



小児
(5～11歳)



乳幼児
(6か月～4歳)

【コールセンターでの予約】

☎ 0570-012894

※通話料がかかります

受付 月曜日から土曜日（祝休日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

■健康被害救済制度について

ワクチン接種による健康被害（医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりすること）が発生し、国により認定された場合は、医療費や障害年金等を給付する制度があります。申請される場合は、ワクチン接種を受けられた時に住民票を登録していた市町村に申請してください。なお、手続きにかかる諸費用は本人負担となります。

1. 必要な書類を準備する（医療費・医療手当を請求する場合）

共通書類	・請求書（厚生労働省指定の様式、請求内容により様式が異なる） ・接種済証または母子健康手帳 ・診療録等（受診先の医療機関作成）
医療費・医療手当を請求する場合の書類	・受診証明書（厚生労働省指定の様式、受診先の医療機関等で作成） ・領収書等

※障害年金、遺族年金等を請求する場合は、書類が一部異なります。

2. 書類を健康福祉センター窓口に出す

※郵送も可能ですが、書類の記入方法等が複雑なため、来所されることをお勧めします。

3. 市より結果通知を受ける

※国の「疾病・障害認定審査会」で審査が行われ、認否の結果を通知します。



制度の詳細、様式のダウンロード等については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

厚生労働省HP

市民の皆さまへ「いるまeスマイルチケット」アンケートご協力をお願い

問い合わせ 商工観光課

「いるまeスマイルチケット」をご利用頂いた方、加盟店登録頂いた事業者の方向けにアンケートを実施しています。今回の商品券事業では、DXの推進を目的として入間市初となる電子券を導入しました。今後の参考とするため皆様の声をお聞かせください。
右記 QR コードからアクセスし、回答をお願いいたします。



アンケートは
こちらから

アンケート実施期間：2月17日（金）まで

※チケットの販売は既に終了しています
※チケットの利用期限は1月31日（火）までです。ご利用頂けなかったチケットは無効となり、その後換金等は一切できません